

「用字苑」事件

名古屋地裁620318

著作権法12条1項の規定は「**素材が単なる事実、データ等であっても、その収集、分類、選択、配列が編集者の一定の方針あるいは目的のもとに行われ、そこに**独創性**を見出すことができれば、全体を著作物として扱う旨を明らかにしている**」ところ、**現代において使用されている漢字をその読み仮名を付して収録した**辞典(用字苑)は、編集著作物に当たる

